

企業情報開示と外部監査制度の強化

今 川 嘉 文

～目 次～

はじめに

I 公開会社の四半期開示義務

- 1 半期開示と自発的の四半期開示
- 2 米国の四半期開示制度
- 3 日本の四半期開示制度
- 4 監査人によるレビュー

II リスク情報の開示義務

- 1 開示制度の概要
- 2 内閣府令の改正
- 3 リスク情報開示の問題点

III 連結計算書類と監査

- 1 連結計算書類の作成理由
- 2 監査と配当政策

IV 監査人の公正性の確保

- 1 米国企業改革法の影響
- 2 公認会計士法の改正
- 3 公認会計士制度の改正
- 4 監査法人制度の改正

おわりに

はじめに

わが国企業は、様々な事業再編および統廃合などの合理化により、企

業経営のグローバル化および資本取引のボーダーレス化の進展など、激変する経営環境に対処している。企業が国際競争力を一層強化し、株主および投資家の信頼を高めるためには、適時かつ適切な企業情報の開示を充実しなければならない。それはわが国の資本市場に対する公平性および透明性の確保に資するものである。そのため、外部監査人の独立性の強化など、当該開示情報の妥当性を担保するシステムが求められる。

近年、ディスクロージャー制度の整備および外部監査人に対する制度改正がなされた。ディスクロージャー制度の整備として、第1に、公開会社に対する四半期財務情報の開示義務化、第2に、企業のリスク情報およびガバナンス関連情報などの開示に係る内閣府令の改正、第3に、公開会社だけでなく、商法特例法上の大会社に対する連結会計制度の導入がある。他方、外部監査人に対する法改正およびルール整備として、第1に、公認会計士法の改正、第2に、四半期財務情報に対する監査人による保証業務がある。

そこで、以下において、企業情報開示と外部監査制度の強化をテーマとして、第1章は「公開会社の四半期開示義務」に関し、第2章は「リスク情報の開示義務」に関し、第3章は「連結計算書類と監査」に関し、第4章は「監査人の公正性の確保」に関し、改正の意義と問題点について考察する。

Ⅰ 公開会社の四半期開示義務

1 半期開示と自発的半期開示

(1) 半期開示制度の問題点

商法はあらゆる会社に対し期末決算として計算書類の作成を命じ、証券取引法は公開会社に期末決算および中間決算として財務諸表の作成を命じている。公開会社は期末決算および中間決算において対象となる営業期間の業績公表に加え、次期または通期の業績予想をする。

しかし、決算発表から次の決算発表までの期間が約6ヵ月までであり、

企業情報開示と外部監査制度の強化

経営環境の急変などにより、会社の予測開示と現実の数値とが著しく乖離したり、または予測と全く異なる状況となることがある。

上場会社および店頭登録会社は、直近の公表された業績予想値と新たに算出した予想値に関し、売上高が10%以上、経常利益または当期純利益が30%以上の乖離が生じた場合、速やかに修正した業績予想値を公表しなければならない。

しかし、①新たに算出した予想値がいつの時点で算出すべきなのか明確ではない、②業績予測に恣意性が入り込む、③的確な数値に基づかない業績予想の修正を原因とする株価変動により投資家が損失を被る可能性がある。

また、決算発表が年2回の場合、会社は決算対策として、決算期までに前倒しで販売を行い、売上高の数値を上げようとしたり、土地および有価証券の売却益で利益を捻出して、計画に近い当期利益を計上するなどを行うこともある。そのため、会社本来の業績が適正に表れなくなる。さらに、業績予想の修正が公表されるまで、業績の変化に経営者および従業員が気づきにくいなどの問題点がある。

(2) 従来の自発的四半期開示

年2回の情報開示よりも、適時の四半期開示制度は企業の透明性および信頼性を高め、株主、債権者および投資家保護に資することになるとともに、より短いサイクルで会社業績および財務情報を経営者が把握しておくことは、社内的にも緊張感が高まり、的確な意思決定に寄与するといえる。

すなわち、経営者が迅速な意思決定を行うためには、的確に会社内部の業績および財務情報を把握することが必要である。そして、経営成果がより短期間ごとに開示されることは、経営者による意思決定に対して株主および債権者が当該判断が適切か否かをチェックすることが可能となる。

近年、東京証券取引所の第一部または第二部市場に上場する会社において、四半期財務情報の開示会社数は増加している。⁽¹⁾ これら企業は株主および投資家を意識した企業経営の一環として、四半期財務情報の開示へ向けた取組みを積極化している。⁽²⁾

(3) 四半期開示の意義

四半期開示に積極的な取組をしている背景には、会社側の意義、投資家側の意義、国際競争力の確保という意義がある。

第1に、会社側の意義として、会社単体だけでなく、グループ全体での資本の有効利用、経営資源の適材配分を行うためには、適時かつ適切な四半期情報の開示は意思決定の基礎情報となり、より効率的な経営が可能となる。また、株主を軽視した経営は市場から淘汰される状況にあるともいえる。

第2に、年2回の会社からの業績報告では、十分な投資判断とはならず、より短期間の適時、かつ過去および将来の収益予測の四半期情報開示は、情報ソースが限定されている個人投資家にはとりわけ有効であり、会社との対話機会の増加にもつながる。

第3に、上場会社における外国人株主の割合増加、および国際的な資本移動におけるわが国市場の国際競争力を維持確保するためには、米国、カナダ、EU、韓国、中国、シンガポールなどにおいて導入されている四半期情報の開示制度は極めて有用である。そこで、四半期開示制度に古い歴史を有する米国の状況を概観する。

2 米国の四半期開示制度

(1) 四半期開示制度の変遷

米国における四半期財務情報の開示は、1902年に United States Steel 社が株主宛の年次報告書に四半期毎の主要財務データを記載したことが始まりである。1910年にニューヨーク証券取引所は、新規上場会社に四

企業情報開示と外部監査制度の強化

半期情報の開示を義務づけた。そして、1934年に連邦議会は1934年証券取引所法の制定に際して同法13条 a 項 2 号⁽³⁾において四半期情報の開示規定を明文化した。

すなわち、証券取引所法13条に基づく証券取引所規則13 a -13条により、上場会社は四半期報告書を、各四半期後45日以内に SEC に提出しなければならなかった。この提出義務は、1953年に廃止されたが⁽⁴⁾、1955年に、売上高、税引前および税引後の純利益などの半期報告書の開示が義務づけられ、1970年には、Form10-Q による、比較計算書、負債および資本など、四半期報告書の作成が制度化された。

当該制度は、1969年のウィート報告書の導入案による。制度化導入の主たる理由は、①四半期情報を必要とする株主および機関投資家の増加、②会社が四半期開示に対応できる技術的進展、③年次報告書および臨時報告書では適時開示として不十分であるという批判、④法律による四半期財務情報の開示内容の統一の必要性、などを指摘することができる。⁽⁵⁾

1975年に、SEC は四半期報告書の記載内容を大幅に拡充をし、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、経営成績に関する経営者の分析、過去2年間の要約損益計算書を財務諸表の注につけることとした。なお、2000年から、四半期財務諸表の SEC に対する提出は、各四半期後45日から35日に期間が短縮された。

1981年の SAS 第36号、1991年の SAS 第71号において、公認会計士がレビュー⁽⁶⁾において消極的保証を与えることとなった。⁽⁷⁾2000年3月15日以降に提出される四半期財務諸表に対しては、レビューは義務づけられた。レビューは四半期財務諸表の信頼性および妥当性を高めるものであり、会社側の利益操作を防止することに資するものである。⁽⁸⁾

(2) 四半期報告書の内容

米国における四半期開示制度は、様式10-Q に基づく四半期報告書および様式10-K に基づく年次報告書がある。年次報告書には、四半期別

主要財務データが記載される。四半期報告書の財務データに関するレビューは任意であるが、年次報告書の四半期別主要財務データに関するレビューは義務である。

様式10-Qに基づく四半期報告書は、第1部が財務情報としての四半期財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書およびその連結ベースでの財務情報）および経営・財務状況などに関する経営者の説明と分析（MD&A）であり、第2部が臨時的な事情の発生に伴う情報開示である。

四半期報告書の第1におけるMD&Aは、客観的データを補完するものであり、経営者が財務状況および経営成績の変動を説明するとともに、合理的に予測できる範囲内で将来情報を述べるものである。⁽⁹⁾

四半期報告書の第2部における情報は、前述したように臨時的な事情の発生に伴うものである。例えば、会社が係争中の訴訟事件、登録証券の変更、優先証券の支払不能、株主総会の議決に関する事項、その他の情報、添付書類および提出済の様式8-Kによる臨時報告書の記載事項からなる。

他方、様式10-Kに基づく年次報告書では、直近2事業年度の各四半期における、売上高、売上総利益、異常項目控除前利益、純利益、1株当たりの利益を開示しなければならない。年次報告書の四半期別主要財務データについては、レビューが義務として課せられている。

（3）四半期報告書の予測情報記載

経営者が会社の経営方針を決める場合、売上高、利益および需要などの子測に基づく。投資家はこれら財務数値に関する理解能力では、経営者よりも劣るが、市場に提供される情報は、証券アナリストおよび様々なメディアというフィルターを通じて、流布される。それ故、投資家は会社が示した予測情報に、過大な信頼を有することにはならない。しかし、証券会社または機関投資家などの特定の市場参加者だけが、非公式

企業情報開示と外部監査制度の強化

かつ独自の方法で、様々な会社の予測情報を知ることになる。そのため、ますます一般投資家との間で、投資に必要な多角的かつ豊富な情報量および情報の質において、多大の格差が生じることになる。⁽¹⁰⁾

そこで、SECは1979年に、「予測が合理的なものであり、善意にしたこと」を、被告会社側が立証しなければならないとする要件を満たせば、将来予測は詐欺的なものではないとする「セーフ・ハーバー規則」⁽¹¹⁾として、1933年証券法規則175および1934年証券取引所法規則3b-6を制定した。⁽¹²⁾

SECが制定した1933年証券法規則175および1934年証券取引所法規則3b-6は、規制の内容として、実質的に同一のものとなっている。セーフ・ハーバー規則は、「発行者により若しくは発行者のために利用されている社外の審査者によってなされる将来に関する表示は、それが合理的な根拠をもたずになされ若しくは再確認され、または誠実でなく開示されたことが立証されない場合、詐欺的な表示であるとはみなされないもの」と規定する。

これは、誠実にかつ合理的な根拠をもってなされた将来に関する表示を保護するものである。ここにいう「合理的な根拠」要件は予想がなされた時点で、将来に関する表示が利用可能な最良の情報に基づくものであるならば、たとえ当該予測が後になって、現実のものと異なる不正確であることが判明しても、会社側の責任は問われるものではないと解されている。これらの表示は、SECに提出される四半期報告書または株主に送付される年次報告書に記載しなければならない。

3 日本の四半期開示制度

(1) 従来の四半期開示制度の問題点

東京証券取引所は、平成11年11月に「マザーズ市場」を開設し、タイムリーディスクロージャーの徹底から、マザーズ市場に上場する会社に四半期財務情報の開示を義務づけている。

また、平成12年4月に開設された札幌証券取引所の「アンビシャス市場」、平成12年5月に開設された大阪証券取引所の「ナスダック・ジャパン市場」、同年5月に開設された福岡証券取引所の「Q Board 市場」においても、四半期毎の業績開示制度がある。

これら新興市場に上場する企業は特殊な技術力または新たな発想に基づく営業ノウハウを有しており、高い成長性がある。反面、財務基盤が確立されておらず、短期間で業績が変動しやすいというリスクがある。

そのため、投資家保護の観点から企業情報の適時開示としての四半期開示制度およびアナリストなどに対する会社説明会が義務づけられているのである。しかし、米国の四半期開示制度を概観したうえで、わが国の従来の四半期開示制度に関する問題点を指摘すれば、つぎのことがいえる。すなわち、

第1に、米国では、1934年証券取引所法および同法規則に基づき、四半期報告書の開示規定が明文化されている。わが国では、証券取引法で法定された制度ではないため、これまで市場毎に指針が定められ、開示内容が大幅に異なり、統一されたルールはなかった。

第2に、米国では、臨時的な事情の発生に伴う情報開示および年次報告書の直近2事業年度の各四半期における主要財務データの開示を義務づけている。しかし、わが国ではこのような開示項目はない。

第3に、米国では、SECに四半期報告書を各四半期後、35日以内に提出しなければならないが、わが国では、具体的な提出期限は定められていない。そこで、つぎに東京証券取引所の「マザーズ市場」における四半期開示制度について概観する。

(2) マザーズ市場の四半期開示制度

平成11年11月に、東京証券取引所で開設された「マザーズ市場」は、過去の利益実績、設立からの経過年数など既存の上場基準よりも極めて緩和されている。すなわち、過去の利益実績は上場基準⁽¹³⁾に近く、特殊な

企業情報開示と外部監査制度の強化

技術力または新たな発想に基づく営業ノウハウなどからみた事業の成長性および将来性が審査対象となる。

しかし、マザーズ市場に上場する会社は急成長が期待できる反面、必ずしも財務基盤が確立されておらず、国内の景気変動に影響を受けやすく、業績が短期変動する側面がある。当該会社が発行する証券に対する投資は、審査基準が厳格である東京証券取引所第一部市場に上場する会社が発行する証券よりも、ハイリスク・ハイリターンともいえる。

そのため、投資家保護として四半期毎に業績状況を開示することが、マザーズ市場の上場会社に義務づけられている。開示内容は、①当四半期の業績（売上高・対前年増減率、営業利益、経常利益、当期純利益、部門別売上高⁽¹⁴⁾など）、②業績の概況（当四半期の生産・販売・損益などの状況分析、部門別の状況分析、重要事実の概要などを文章で記載）、③当期の見通し（業績全般の見通し、業績修正の理由などを文章で記載）、④四半期貸借対照表および損益計算書並びに注記事項からなる。

これら財務諸表において、業績に関する将来予測の開示義務はない。しかし、マザーズに上場する会社が、任意で業績に関する将来予測を開示し、その数値を修正する場合には、修正後の予測値および修正の理由を記載する必要がある。予測値を修正しない場合、修正しない理由を記載する必要がある。

（3）取引所市場の四半期開示制度

わが国資本市場の公平性および透明性を確保し、株主および投資家の信頼を高めるため、全国の証券取引所および日本証券業協会は、上場会社および店頭登録会社に平成16年4月に開始する事業年度から、「四半期財務・業績の概況」の開示を義務づけている。

それは、わが国の従来からの四半期開示制度に関する問題点を改善するため、マザーズ市場における四半期開示制度をベースとしつつ、株主および投資家保護に考慮した内容としている。四半期財務情報は証券取引法

上の法定開示制度ではないが、証券取引所規則を一部改正することにより義務づけられ、証券取引所市場の適時開示制度を拡充する機能を有している。

「四半期財務・業績の概況」では、①経営成績の進捗状況として、売上高、営業損益、経常損益、四半期（当期）純損益などの数値、経営成績の進捗状況に関する文章による説明、②財政状態の変動状況として、総資産、株主資本などの数値、財政状態の変動状況に関する文章による説明、③キャッシュフローの状況として、営業活動・投資活動・財務活動によるキャッシュフロー、④業績予測を記載する。

添付資料として、要約（連結）貸借対照表および要約（連結）損益計算書、⁽¹⁵⁾要約連結キャッシュフロー計算書が加わる。四半期財務情報は中間（連結）財務諸表の作成基準をベースとして開示の迅速性を重視し、上場会社に過重な負担とならないように、簡便な方法により作成できるようにしている。なお、連結作成会社は連結ベースで作成し、単体ベースは不要である。⁽¹⁶⁾

4 監査人によるレビュー

（1）レビューの内容

公認会計士または監査法人（以下、監査人）が実施するレビューとは、「監査で要求されるほどの証拠を入手を行わない手続に基づき、質問および分析的手続を中心とした限定的な手続を実施することにより、財務諸表および四半期報告書が有用な情報を提供しているかどうかについて、限定的な保証を表明すること」である。

四半期財務諸表に対しては、監査人が意見表明をする。監査人は四半期財務諸表が、中間財務諸表作成基準または中間連結財務諸表基準に準じた基準に照らして、会社の当該四半期会計期間に関する有用な情報を表示しているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準または中間監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与

企業情報開示と外部監査制度の強化

えることを目的として、意見表明をするのである。

監査人による意見表明は、四半期貸借対照表および四半期損益計算書が対象となるが、連結財務諸表を作成すべき会社の場合、四半期連結貸借対照表および四半期連結損益計算書もまた意見表明の対象範囲となる。

意見表明は、被監査会社の担当者に対する質問、取締役会議事録および重要な決裁文書などの閲覧、四半期財務諸表の合理性を確かめる分析的手続に基づき実施され、意見表明のための報告書が作成される。

(2) レビューの義務化

公開会社の場合、期末決算および中間決算においては、証券取引所における決算発表に加えて、有価証券報告書および半期報告書の提出が義務づけられており、それぞれについて証券取引法上、会計監査人による外部監査の対象となる。

証券取引所における決算発表は、有価証券報告書および半期報告書の提出前になされるため、発表される数値は正式な外部監査を受けたものではない。しかし、証券取引所における決算発表の数値は、株価に多大の影響を与え、市場の信頼性および投資家保護の確保からも、一定の適正さが求められる。

そこで、当該数値について監査人が事前チェックを行うことが多い。監査の過程で当該数値に誤りが見つかれば、決算発表の訂正がなされる。そのため、証券取引所における期末決算および中間決算の発表数値は一定程度、信頼性がある。しかし、四半期決算については、監査人が事前チェックを受けていない数値が公表されることになる。

米国ではレビューにより、会社の決算数字に対する信頼性を一定の範囲で担保している。年次報告書に記載される四半期別主要財務データについてはレビューが義務づけられているが、各四半期財務諸表に対するレビューは義務ではなく、公開会社の大半は任意でレビューを受けていた。その後、2000年3月15日以降に提出される公開会社の四半期財務諸

表に対しては、レビューが義務づけられた。

他方、わが国においては、平成11年11月に開設された東京証券取引所の「マザーズ市場」は、当該上場に四半期報告書の提出に加え、決算数値について監査人による意見表明を義務づけた。当該意見表明が、レビューといえる⁽¹⁷⁾。

平成16年4月期から、上場会社に、損益などを含む四半期ごとの決算開示が義務づけられるのに伴い、金融庁は監査人が四半期決算をチェックする仕組みを整える方向にある⁽¹⁸⁾。中間決算および通間決算には、会計監査人による監査が義務づけられているが、四半期決算には当該仕組みはなく、株主および投資家などから「信頼性に欠ける」という批判が出ていた。

前述したように、米国では四半期決算にも監査人によるレビュー（内容保証）が義務づけられている。金融庁は正式な監査よりも、簡略化した手続で済む監査法人の「保証業務」のルールづくりを始める。その背景には、四半期決算を導入した企業は、自主的に会計士監査を受けているが、統一ルールがないため、「信頼性の点では、何の意味もない」という問題点があるためである。

（3）レビューと監査の相違

レビューおよび外部監査はいずれも、対象企業と利害関係のない独立した監査人が、財務諸表の信頼性について一定の保証を行うものである。レビューおよび監査の相違を概観すれば、つぎようになる。

監査人による外部監査（会計監査人としての監査）は実査、立会、確認の手続、取引記録の信頼性を検証するなどの監査手続を経て、監査意見を表明する。それは、「財政状況および経営成績を適正に表示しているかどうか」という積極的な意見（適正意見）である。

すなわち、外部監査では、監査基準および監査実施準則に基づき、取引記録の信頼性、資産および負債の実在性・網羅性、評価および表示の

企業情報開示と外部監査制度の強化

妥当性、費用および収益の期間帰属の適正性などをチェックする。その手段として、現預金、有価証券、固定資産などの実査、棚卸資産の実査立会、債権および債務の確認などの手続を行う。

それに対し、レビューは監査人が質問および分析の手続により、四半期財務諸表について有用な情報を提供しているかどうかについて、一定の保証を行うものである。その表明は「一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠していないものと認められる重要な事項は発見されなかった」という消極的な保証であり、外部監査よりも限定的である。

このように、レビューは外部監査のような実証的な検証手続ではなく、質問および分析の手続によりなされる。例えば、東京証券取引所のマザーズ市場における、「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」（以下、マザーズ意見表明基準）は、つぎの手続を実施することになっている。

- ①会社の業務および会社が属している業界の状況についての質問
- ②会社の内部統制の整備状況および直近決算日後の重要な変化についての質問
- ③会社が採用している会計処理の原則および手続の内容、これらの変更の有無ならびに新たな会計処理の原則および手続の採用の有無に関する質問
- ④財務データ相互間または財務以外のデータと財務データ間の矛盾または異常な変動の有無を検討し、四半期財務諸表の合理性を確かめる分析的手続
- ⑤株主総会および取締役会等の議事録ならびに重要な決裁文書の閲覧
- ⑥重要な後発事象または偶発事象等の発生の有無に関する質問

通常、これらの質問は対象会社の期末決算および中間決算の財務諸表監査を行う会計監査人が、四半期財務諸表のレビューを実施する。当該会社の業務内容および会社が属している業界の状況ならびに内部統制状況について熟知しているからである。質問対象者は、質問内容に十分な

知識を有する適切な役職者でないと意味がない。

- (1) 平成13年に東京証券取引所が実施した調査では、上場会社の約半数が四半期財務情報の開示制度化に前向きな回答を行った。平成2年に、財資本市場研究会が実施した調査では、上場会社の大半が同開示制度に反対であった（東京証券取引所『四半期財務情報の作成及び開示に関する検討委員会報告書』（平成15年8月）6頁）。
- (2) 例えば、ソニー、武田薬品、松下電産、ホンダ、リコー、キャノン、パイオニア、TDK、アサヒビール、三菱商事、東京エレクトロンなど、多数の上場会社は任意で四半期財務情報を開示している。ソニーは、1970年にADR（米国預託証券）をNYSEに上場した際に、NYSEとの契約書に四半期毎の損益計算書を公表することを明らかにした。1987年にNYSEは非米国企業に対する上場規制を緩和したため、当該四半期毎の損益計算書の開示は義務ではなくなった。しかし、同社はつぎの理由から四半期毎の損益計算書の開示を継続した。第1に、季節的および短期的な業績変動について誤解を受けることがなく、当該開示情報が長年にわたり外部に広く受け入れられていること。第2に、為替変動および国際政治経済情勢の変化が同社にどのような影響を与え、同社がいかに対応しているかなどについて、四半期毎に説明することは意義深いこと、からである（太田達也『四半期開示の実務』（中央経済社、2000年）222頁）。
- (3) 1934年証券取引所法13条a項2号は、つぎのように規定する。(a)本法12条の規定に基づいて登録されている証券の発行者は、投資家に対する適切な保護および証券の公正な取引の確保のため、SECが必要または適当と認めて規定する規則に従って、つぎの各号に掲げる情報、文書および報告書をSECに提出しなければならない。(1)SECが規定する年次報告書（およびそれらの写し。ただし、SECが規則により求める場合、独立の公認会計士の証明を受けたもの）および四半期毎の報告書（およびそれらの写し）。
- (4) 経済界からの強い反対により、1934年に制定された四半期開示義務は廃止されたが、財務アナリスト協会による四半期開示制度化に係る強い要請があった。
- (5) 東京証券取引所「平成15年5月米国における四半期開示の状況調査」東京証券取引所『四半期財務情報の作成及び開示に関する検討委員会報告書』（平成15年8月）27頁。
- (6) 公認会計士または監査法人（監査人）が実施するレビューとは、「監査で要求されるほどの証拠を入手を行わない手続に基づき、質問および分

企業情報開示と外部監査制度の強化

析的手続を中心とした限定的な手続を実施することにより、財務諸表および四半期報告書が有用な情報を提供しているかどうかについて、限定的な保証を表明すること」である（太田達也『四半期開示の実務』（中央経済社、2000年）170頁）。

- (7) 米国公認会計士協会（AICPA）は監査基準書（SAS）10号において、公認会計士が四半期財務情報に対しリミテッド・レビューを行うとしたが、1979年に、SAS 第10号は廃止された。
- (8) 将来予測の開示については、SEC は業績見通しの開示を奨励しているが、それは合理的な根拠を示すことができる範囲で行うべきものと認識している。将来予測の開示情報は、売上高、利益、1株当たりの利益などの予測数値だけでなく、事業上の予定といった文章による予測情報も含まれる。将来予測の開示に関しては、後述する。
- (9) MD&A とは、財務諸表の固有の限界を補足し、会計数値の背景および既知の動向、事象および不確実性が将来の業績に与える影響などについて、経営者自らが説明する財務報告の手段である（古庄 修「MD&A 開示規制をめぐる視点：国際比較研究序説」JICPA ジャーナル1999年12月号）。
- (10) Kripke, *The SEC, the Accountants, Some Myths and Some Realities*, 45 N. Y. U. L. Rev. 1151, 1198 (1970).
- (11) SEC のセーフ・ハーバー規則については、以下のような問題点が指摘されている（Schneider & Dubow, *Forward-Looking Information-Navigating in the Safe Harbor*, 51 Bus. Law. 1071, 1076 (1996)）。①セーフ・ハーバー規則は、表示した予測情報を SEC への届出書類または株主に送付される年次報告書で再確認しないと保護されない。多くの民事訴訟で争われた予測情報は、被告会社側が口頭で発表したり、文書に記載されたにしても、届出書類とは無関係のものであった。②セーフ・ハーバー規則は、予想の開示を奨励するものではない。セーフ・ハーバー規則の適用は SEC に提出される書類に制限されており、発行者がそれぞれの将来に関する表示を、SEC に届け出ることには現実的ではない。③セーフ・ハーバー規則は、発行者が記者発表および証券アナリストの予測のような、SEC への届出以外の媒体によって将来に関する開示を伝達することを妨げている。これらは、セーフ・ハーバー規則の下で保護されることがないからである。④被告となる会社は、抗弁として頻繁にセーフ・ハーバー規則を持ち出すことはできない。それは、訴訟手続上、被告がセーフ・ハーバー規則の「誠実」および「合理的な根拠」要件を充足するものであったかどうかについて、時間と費用がかかり、しかも事実に焦点を当てた分析を必要とするからである。このように、SEC のセーフ・ハーバー規則は訴訟を減少させるために、必ずしも効果的ではなかった。また、SEC のセーフ・ハ

ーバー規則は記者発表などによるタイムリー・ディスクロージャーには適用されないで、証券の発行者が任意に行った予測情報の表示が後に問題とされることも多い（黒沼悦郎『アメリカ証券取引法』（弘文堂，1999年）128頁）。それ故、SECのセーフ・ハーバー規則は、予測情報の開示について、必ずしも証券の発行者およびその経営者を保護するものではなかった。予測の表示が、結果的に事実と異なった場合、投資家は「開示書類は誤解をもたらすものであった」と主張して、証券の発行者を提訴することが多い。しかし、SECのセーフ・ハーバー規則は前述したように、訴訟を減少させるために、必ずしも効果的ではなかった。そこで、連邦裁判所は、ビスピークス・コーション（注意表示）の法理に基づき、原告の主張を排斥してきた。ビスピークス・コーションの法理とは、「楽観的な予測情報の表示が、特定のリスクを指摘する『十分な注意文言』とともになされている場合には、投資判断を誤導する表示とはならない」とものである（Langevoort, *Disclosure That "Bespoke Caution"*, 49 Bus. Law. 481, 482 (1994).）。すなわち、証券の発行者が行った予測情報において、「十分に注意を促す」言葉があれば、ビスピークス・コーションの法理に基づき、1933年証券法11条および12条2号並びに1934年証券取引所法10条b項および同法規則10(b)-5に基づく証券詐欺に対し、原告投資家の損害賠償請求を棄却するものである。ビスピークス・コーションの法理は予測情報の表示にのみ適用され、現在の事実に関する表示には適用されない。また、SECのセーフ・ハーバー規則と異なり、SECに対する提出書類以外になされた予測情報の表示にも適用される。このように、ビスピークス・コーションの法理は、SECに対する提出書類であるか否か、また口頭でなされたものであるか、書面でなされたものであるかを問うことなく、予測情報の表示に適用されることから、その適用範囲は、セーフ・ハーバー規則を規定する1933年証券法規則175のそれよりも、幅広いものとなる。ただし、故意にまたは誠実な確信に基づくものではなく、不実の表示をした場合には、ビスピークス・コーションの法理は適用されない。

- (12) Calderson & Kowal, *Safe Harbors: Historical and Current Approaches to Future Forecasting*, 22 J. Corp. L. 661, 665 (1997).
- (13) 株式会社インターネット総合研究所および株式会社リキッドオーディオ・ジャパンは、上場直前の第1四半期は赤字であった。また、スカイマークエアラインズ株式会社は、上場直前の第1四半期は債務超過であった。
- (14) 連結財務諸表を作成すべき会社の場合、連結ベースの四半期開示においては、連結財務諸表上のセグメント情報における事業の種類別セグメントの売上高を記載する。
- (15) 開示項目は、要約（連結）貸借対照表では、流動資産、固定資産、繰

企業情報開示と外部監査制度の強化

延資産、固定負債および資本などである。他方、要約（連結）損益計算書では、総売上高、売上総損益、営業損益、経常損益、税引前四半期（当期）純損益、四半期（当期）純損益などであり。売上高に関し、事業別または地域別のセグメント情報を開示することが望ましい。時価のある有価証券については時価評価を行う。ただし、理論価格を求める必要があり、時価評価に多くの時間を要し、全体の開示が遅れるなどの特殊な事例の場合には、時価評価を省略することも認められるであろう。

- (16) 四半期開示制度の導入により、年度決算および中間決算について連結財務諸表を作成しなければならない会社は、四半期決算についても連結財務諸表の作成および公表義務を負う。連結月次予算実績管理が従来、行われなかった理由として、①親会社の事業ウェイトが圧倒的で、子会社などに個別情報を随時または定期的に提出させるだけで、企業集団の管理上、支障がなかったこと、①単体重視の風土のなか、経営管理目的のために、例えば、月次という短い期間で連結財務諸表を作成するという意識が経営者に希薄であったということが指摘できる。しかし、連結月次決算にはつぎの利点がある。①事業別、国別、地域別の販売動向、グループ全体の経営情報を多角的かつ迅速に分析することにより収益力を高め、的確な経営判断を下すことができる。②投資家向け広報（IR）活動を強化し、決算発表社数が少ない時期でも情報を開示することにより、株主重視の姿勢をより鮮明とすることができる。③経営状況の悪い子会社などを効率的に改善させ、競争力を強化することができる。連結月次決算を現実化するために、グループ会社が入力したデータを、ネットを通じて本社のホストコンピュータに収集して、事業部別、地域別、製品別などの項目に分けて集計される。それにより、主要製品の品種別の損益状況、ROEなどを算出できる。経営者の経営活動の成果は、連結ベースの業績で市場評価される傾向にあるため、連結グループ全体の経営情報を迅速かつ的確に把握しておくことは、経営者にとり不可欠といえる。また、事業の多角化が進展するなかで、当該情報は経営資源の最適配分に寄与することになる。
- (17) 太田達也『四半期開示の実務』（中央経済社、2000年）171頁。
- (18) 朝日新聞平成16年3月2日付朝刊。

II リスク情報の開示義務

1 開示制度の概要

証券市場の相場は、発行会社に対する投資家の投資判断により形成さ

れる。当該投資判断には様々な情報が影響を及ぼすが、なかでも証券の発行会社が開示する情報がベースとなることは否定できない。

ディスクロージャー制度は商法においても規定されているが、公開会社を対象とする証券取引法に規定される継続開示および発行開示が、投資家の投資判断に大きな役割を果たしている。

継続開示および発行開示に係る情報は、金融庁が委任する財務省財務局において公衆の縦覧に供されるが、電子開示システム（EDINET）の稼働により、投資家は開示書類の閲覧場所に向向くことなく、開示書類に無料でアクセスすることが可能である⁽¹⁹⁾。

継続開示とは、証券取引所に上場されている株式など流動性のある有価証券の発行会社に対して、投資家が当該有価証券に投資するに際しての判断資料を提供するために義務づけられたディスクロージャー制度である。継続開示に基づき、対象会社は、①有価証券報告書⁽²⁰⁾、②半期報告書⁽²¹⁾、③臨時報告書⁽²²⁾、④自己株券買付状況報告書⁽²³⁾を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

これら開示書類のなかでも、重要な意味を有する有価証券報告書は、事業年度毎に、①会社の商号、②会社の属する企業集団およびその会社の経理状況、およびその他事業の内容に関する重要な事項、③その他の公益または投資家保護のため必要かつ適当な事項を記載しなければならない。

他方、発行開示とは、企業が1億円以上の株式、新株予約権付社債などの有価証券の募集または売出しを行う場合、有価証券届出書または発行登録書を作成し、内閣総理大臣に提出する。これら書類を提出することにより、投資家を勧誘して、当該有価証券を取得させることできる制度である。

有価証券届出書は証券情報および企業情報からなる。すなわち、①有価証券の募集または売出しに関する事項、②有価証券の発行会社単体または連結の経理状況、③その他の公益または投資家保護のために必要か

企業情報開示と外部監査制度の強化

つ適当な事項を記載しなければならない。

2 内閣府令の改正

(1) 改正の経緯

投資家の信頼される市場の確立に向けたディスクロージャー制度の充実および強化を目的として、平成15年3月に内閣府令が改正された。平成14年8月に、金融庁は「証券市場の改革促進プログラム」を発表し、同年12月に、金融審議会は証券市場の改革促進に係る報告として、第1に、企業ガバナンス関連情報（会社の機関の内容、内部統制システム・リスク管理体制の整備状況、役員報酬、監査報酬などに関する情報）、第2に、リスク情報、第3に、経営者による財務・経営成績の分析（MD & A；経営成績に重要な影響を与える要因に関する分析、資本および流動性の源泉に係る情報）、第4に、有価証券報告書などの記載内容の適正性に関する代表取締役の確認制度を指摘している。

リスク情報の開示については、昭和58年6月に、証券取引審議会が店頭登録会社の公募増資に関するリスク情報の開示を提言し、制度化されている。当該制度は、昭和62年4月にその他非上場会社に拡大し、平成8年1月には上場会社に適用されるようになった。

公募増資に関するリスク情報の開示は、証券の募集または売出しを行う場合には、有価証券報告書に「事業の概況等に関する特別記載事項」の項を設けて行う。その開示内容は、財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況に係る異常な変動、特定の取引先・製品・技術などのへの依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、役員・大株主・関係会社などに関する重要事項、その他、投資家の判断に重要な影響を与える可能性のある事項を、一括して分かりやすく記載することが求められた。

(2) 平成15年3月改正

金融審議会のディスクロージャー・ワーキング・グループは、投資家が提出会社の事業状況および財務状況などについて適正な判断をなすことができるように、幅広くかつ具体的に記載されることが望ましいとの報告を行い、有価証券報告書および有価証券届出書にリスク情報開示に関する独立した項目を設けることを提言した。

そして、記載事項としては、従来の有価証券報告書に「事業の概況等に関する特別記載事項」として例示されている項目を挙げている⁽²⁶⁾。また、リスク情報が将来予測に関する場合には、当該記載事項は提出日現在において、提出会社が判断した将来情報であることを明記することとする。

これらディスクロージャー・ワーキング・グループの報告を踏まえ、平成15年3月に、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令により、ディスクロージャー制度が一部改正された。

リスク情報に関する改正の概要は、有価証券報告書第3号、第3号の2、第4号、第8号、第9号の各様式、有価証券届出書第2号、第2号の4、第2号の5、第7号の各様式であり、「企業情報」の「事業の状況」に、「事業等のリスク」項目が新設された。そして、「事業の概況等に関する特別記載事項」の項は廃止された。

3 リスク情報開示の問題点

(1) 事業等のリスク情報

金融庁は、平成16年3月から有価証券報告書を作成している会社に、業績に影響を与えるリスク情報の開示を義務づけている。そして、財務会計基準機構は、有価証券報告書に記載する「事業等のリスク情報」開示の指針を示した。⁽²⁷⁾

事業等のリスク情報とは、「投資家の投資判断に重要な影響を与える可能性のある」事項である。具体的には、第1に、財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況に係る異常な変動、第2に、特定の取引

企業情報開示と外部監査制度の強化

先・製品・技術などのへの依存，第3に，特有の法的規制・取引慣行・経営方針，第4に，役員・大株主・関係会社などに関する重要事項，第5に，その他，投資家の判断に重要な影響を与える可能性のあるものである。これら開示項目は，公募増資に関するリスク情報の開示内容に則している。

(2) リスク情報の具体例

前述した事項がリスク情報に該当するかを検討すれば，特定の取引先が売上高に占める割合が高い場合，当該取引先の業績不振が自社に多大の影響を与えることになる。また，自社のサービスまたは製品が特有の法的規制を受けている場合，規制の内容を含めて開示する。取引先などの保有株式の価格変動リスクまたは資源エネルギーの権益保有の価格変動リスクは，投資家の判断に重要な影響を与える可能性のある事項といえる。

例えば，ある大手都市銀行の有価証券報告書では，事業等のリスク情報としてつぎの内容を開示している。

- ①不良債権問題：不良債権の状況，貸倒引当金の状況，業種別貸出状況，貸出先への対応，権利行使の困難性，不良債権問題等に影響しうる他の要因
- ②株式ポートフォリオ：株価下落のリスク，保有株式処分に関するリスク（下げ圧力が強まるリスク，取引先との関係を悪化させるリスク）
- ③自己資本比率：自己資本比率が悪化するリスク，最近の議論，繰延税金資産，劣後債務
- ④競争：規制緩和と金融機関の大型統合
- ⑤海外子会社に関するリスク：子会社の所在国または所在地の景気動向，子会社の貸出先の格付け低下および株価の低下
- ⑥トレーディング・投資活動に伴うリスク：デリバティブを含む様々

な金融商品の投資活動に対する金利、為替レート、株価および債券相場の変動

- ⑦格付低下および与信条件悪化のリスク：格付機関が格付低下をした場合の影響、国際市場が当行にプレミアム・リスクを課した場合の収益性の低下
- ⑧為替リスク：為替レートの変動による自己資本比率を含む当行の財政状態および行政の悪化
- ⑨企業の信頼性の失墜問題：米国企業の貸出先に対する米国金融監督機関の網羅的な会計調査に伴う不正発覚により当行の与信関係費用の増加
- ⑩アジアおよび中南米地域諸国のリスクへのエクスポージャー：アジアおよび中南米地域諸国の通貨下落および当該地域の貸出先の弁済能力の低下に伴う当行の損失
- ⑪業務範囲の拡大に伴うリスク：証券業などの銀行業務以外の業務範囲拡大と経験不足などから生ずる収益の悪化
- ⑫当行のビジネス戦略が奏功しないリスク：優良取引先への貸出量が増大しないこと、既存の貸出についての利鞘拡大が進まないこと、経費削減などの効率化を図る戦略が進まないこと
- ⑬年金問題：当行の年金資産の時価が下落した場合、当行の年金資産の運用利回りが低下した場合などにおける損失の可能性
- ⑭銀行税など：東京都および大阪府における銀行の業務粗利益に対する課税に対する訴訟の影響
- ⑮規制変更のリスク：将来における法律、規則、政策、実務観光、解釈などの変更に伴う業務遂行および行政などに悪影響を及ぼす可能性

(3) リスク情報開示の問題点

これら不良債権問題、業務範囲、ビジネス戦略、などの内部要因に係

企業情報開示と外部監査制度の強化

るリスクに加え、市場状況、国際経済環境、規制動向などの外部要因に係るリスクを指摘している。一定の具体的事例を示して、どのような状況が生じれば、会社の収益に悪影響が及ぶかについて文章で解説している。

一定の具体的事例自体は抽象的表現が多く、リスクが生じることは述べてはいるが、数値の指標は全く示されていない。例えば、訴訟に関して会社が敗訴した場合、どのような金銭的負担を被るのかなどの表現は皆無である。リスク情報は予測情報でもあり、的確に数値で示すことは困難である。また、経営上、一定の具体的事例を極めて詳細に述べることは、重要な企業秘密を漏洩させる危険性も内在する。

しかし、合理的根拠に基づく数値を示すリスク開示がなされず、総花的なリスク表現では、投資家が投資判断をするうえで有益な指針となる情報ではない。また、リスク回避にどのような措置を取ることが可能であるかを言及すべきである。

- (19) 内山正次＝小山 融『証券取引法ディスクロージャー実務』（税務研究会出版局、2002年）6-9頁。
- (20) ①証券取引所に上場されている有価証券を発行する会社（上場会社）、②日本証券業協会に登録されている店頭売買有価証券を発行する会社（店頭登録会社）、③有価証券届出書または発行登録追補書類を提出した有価証券（有価証券届出書提出会社）、④最近5事業年度のいずれかの末日において有価証券の所有者が500名以上である会社（外形基準該当会社）はそれぞれ、事業年度経過後3ヵ月以内に、会社の属する企業集団および当該会社の事業内容、経理の状況に関する重要な事項を記載した有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- (21) 事業年度の開始後6ヵ月間の会社の属する企業集団および当該会社の事業内容、経理の状況に関する重要な事項を記載した書類である。有価証券報告書提出会社は、当該期間の経過後3ヵ月以内に半期報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- (22) 臨時報告書は、当該会社または連結会社の財政状態または経営成績に重要な影響を与える事象の発生があった場合、その内容を記載した開示書類である。有価証券報告書提出会社は、当該事象の発生後遅滞なく臨時報

- 告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- (23) 自己株券買付状況報告書は、上場会社および店頭登録会社が自己株券を取得した場合、その取得状況を記載して、定期的に内閣総理大臣に提出する開示書類である。
- (24) 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘を50名以上の相手方に行うものである。通常、証券会社が引受会社となり、投資家に目論見書を交付して勧誘を行い、有価証券を取得させる。
- (25) 募集と異なり、すでに発行されている有価証券で、現在、個人または法人が所有しているものを、投資家に一時に大量に売却することである。売却価格、売却期間などの条件が同一であり、50名以上の者を相手方とする。例えば、新規公開会社の創業者が、公開時に売出しをすることが多い。売出しは証券会社を通じ、投資家に目論見書を交付して勧誘を行い、有価証券を取得させる。
- (26) 記載内容は、①財政状態、経営成績およびキャッシュフローの状況に係る異常な変動、②特定の取引先・製品・技術などのへの依存、③特有の法的規制・取引慣行・経営方針、④役員・大株主・関係会社などに関する重要事項、⑤その他、投資家の判断に重要な影響を与える可能性のあるものである。
- (27) 米国財務会計基準機構（FASB）などをモデルとして、会計基準の作成を民間主導で担う組織として、2001年に設立された財団法人であり、有価証券報告書の作成について企業に助言業務を行っている。また、同機構は内部に研究者、公認会計士などの会計の専門家および産業界の実務家を委員とする企業会計基準委員会があり、企業会計の基準作成を行う（日本経済新聞2004年4月3日付朝刊）。

III 連結計算書類と監査

1 連結計算書類の作成理由

(1) 連結ベースの開示

平成14年商法改正の一環として、商法特例法上の大会社は、単体の計算書類に加え、子会社および連結子会社からなる会社群（企業グループ）の財産状況および損益状況を示す、連結計算書類を作成しなければならない（商特法19条の2第1項、21条の32第1項）。

連結計算書類とは、一定の関係のある会社群（企業グループ）の全体

企業情報開示と外部監査制度の強化

像を明らかにするために、グループそのものを一つの組織体（企業）とみなして、全体の計算をまとめて示すものである。

従来、商法が会社単体の決算書として計算書類の作成を規定し、証券取引法が企業グループ全体の連結ベースの決算書として財務諸表の作成を規定していた⁽²⁹⁾。そして、平成9年6月に企業会計審議会が公表した「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」に基づき、平成11年4月以降開始する事業年度から、個別ベースから連結ベースを主とする財務諸表による開示がなされるようになった。

（２）制度導入の理由

商法特例法上の大会社に対する連結計算書類制度が導入された理由として、つぎのことを指摘できる。すなわち、

第1に、商法特例法上の大会社のような一定規模以上の会社においては、企業活動の多角化および国際化が進展している。親会社または支配会社として相手先企業を子会社または関連会社として指揮命令下におくことにより、企業グループとして経済活動を行う。また、株式交換および株式移転制度（平成11年商法改正）ならびに会社分割制度（平成12年商法改正）の創設により、持株会社を利用した企業再編および企業のグループ化が活発化してきた。そのため、会社単体だけではなく、企業グループ全体の経営実態を反映した財務情報の開示がより重要視され、当該情報を低コストで入手できることが不可欠となってきた。⁽³⁰⁾

第2に、証券取引法の適用会社である公開会社は、従来から、単独決算だけでなく、連結決算をしなければならない。すなわち、連結財務諸表の作成が義務づけられている（証取法193条）。その理由は、営業成績の悪い会社は決算期直前に、子会社および関連会社に対する押し込み販売をして、利益操作をしばしば行っていたという事実がある。このような手段による粉飾決算の手段を防止するためにも、商法特例法上の大会社に対する連結会計制度が導入されたのである。

会計制度改革の一環として、商法特例法上の大会社に連結計算書類の作成義務を課したのは、企業集団の財産状況および損益状況に関する開示の必要性が高く、連結計算書類の作成コストに耐えうる⁽³¹⁾ことができるからである。

連結計算書類の作成内容は、証券取引法の連結財務諸表規則をベースとし、開示対象は単体、子会社および連結子会社である。連結子会社とは連結財務諸表における連結の範囲である支配力基準⁽³²⁾を参考として、「他の株式会社により経営を支配されているものとして法務省令で定める会社その他の団体」を指す（商特法1条の2第4項）。

そのため、議決権の過半数を有していなくとも、会社の意思決定機関を実質的に支配しているのであれば、連結上の子会社とされる。なお、みなし大会社には、作成コストの負担軽減から、連結計算書類の作成義務は課されていない⁽³³⁾（商特法2条2項）。

（3）委員会等設置会社の場合

商法特例法上の大会社のうち、委員会等設置会社においては、会社の業務執行が執行役に委ねられている（商特法21条の12）。そのため、連結計算書類および計算書類については、取締役会が指定をした執行役が毎決算期に作成をする。これら書類は、監査役設置会社と異なり、法務省令の定めるところにより、監査委員会および会計監査人の監査を受けた後に、取締役会の承認を受けることになる（商特法21条の26第1項）。

委員会等設置会社において、①貸借対照表および損益計算書の確定、②利益処分案および損失処理案の確定は、取締役会の決議があったときに、株主総会の決議があったものとみなされる（商特法21条の31第1項）。

執行役が毎決算期に作成をした計算書類およびその附属明細書に不実表示があった場合、作成者である執行役および承認者としての取締役が連帯して責任を負う（商特法21条の17第1項、21条の23）。

2 監査と配当政策

(1) 取締役会の承認

連結計算書類は取締役会の承認を経て、監査役および会計監査人の監査を受けなければならない（商特法19条の2第2項）。監査役設置会社においては、会計監査人の監査報告書が適法意見であり、監査役がその監査結果に対して相当でないとして監査報告をしないかぎり、計算書類は取締役会の承認で確定し、株主総会では報告事項となる。

単体の計算書類に対しては、取締役全体の経営責任を明確にするために、監査に前に取締役会の承認がなされる。連結計算書類は、子会社および連結子会社から提供される情報に基づき作成される。そのため、取締役に単体の計算書類に係る責任を課すことは問題があるかもしれない。しかし、連結計算書類は親会社の取締役の判断および責任により作成されることから、監査の前に取締役会の承認を経て、取締役全体の経営責任を明確にしている⁽³⁴⁾。

(2) 監査役および会計監査人の監査

親会社の監査役および会計監査人は連結計算書類を監査するため、連結子会社に対する調査権が連結計算書類制度の導入されるのに伴い、認められた。連結計算書類は親会社の取締役の業務執行を監督するための情報であることから、親会社の監査役および会計監査人による監査の充実に⁽³⁵⁾を図るためである。

親会社の監査役は、取締役の職務執行を監督するうえで必要がある場合、子会社に対し営業の報告を求め、または子会社の業務および財産状況を調査することができる（商法274条ノ3第1項）。職務を行うために必要が認められるときは子会社に対する調査権が認められるのであるが、連結子会社に対する監査役の調査権は、連結計算書類に関する職務を行う必要が認められ、調査内容は会計に関する報告に限定されている（商法特例法19条の3第1項）。また、連結子会社は正当な理由があれば、

報告および調査に対する拒否権が認められている（同条2項、商法274条ノ3第2項）。

連結子会社に対する監査役の調査権を制限しても、親取締役の職務執行を監督することは可能であり、連結計算書類に関する職務が会計監査に限定されているためである⁽³⁶⁾。しかし、会計監査では、会計監査人が主導的立場にあることから、監査役監査を会計監査に限定せず、可能な範囲で連結子会社を自己利益などのために利用した取締役の違法行為をチェックすることが求められるべきであろう⁽³⁷⁾。

また、会計監査人はその職務を行うため必要がある場合、子会社に対して会計に関する報告を求め、または子会社の業務および財産状況を調査することができる（商法特例法7条3項）。従来、会計監査人の子会社に対する調査権は会計監査に限定されているため、連結子会社に対する調査権もまた、会計監査の範囲内で行使されることになる。

連結計算書類は、取締役会の承認、監査役および会計監査人の監査を受けた後、定時株主総会に提出され、①連結計算書類の内容に加え、②監査役会または委員会等設置会社においては監査委員会の監査結果、③会計監査人による連結計算書類に関する監査結果の報告がなされる（商特法19条の2第4項、21条の32第4項）。連結計算書類は配当可能限度額の算定根拠となるものではなく、情報開示の拡充を目的とする書類であり、その謄本が招集通知に際して交付されるため、株主総会で承認を受ける必要はなく報告事項となる⁽³⁸⁾。

（3）配当政策

連結計算書類は配当可能限度額の算定根拠となる書類ではないため、株主総会における連結計算書類の承認を必要とはしない。すなわち、連結ベースでの配当規制は、連結対象となる会社の債権者保護が十分に担保されていなければならない。

配当政策は、個々の会社内部に属する問題であり、個々の会社により

企業情報開示と外部監査制度の強化

債権者保護も異なる。連結計算書類に基づき、配当可能限度額を算定した場合、親会社の債権者の利害と他のグループ会社の債権者の利害とが対立することも生じうる。そのため、配当規制においては、個々の会社が作成をした計算書類に基づき配当可能限度額を算定することとなった。

連結計算書類と配当政策に係る問題として、単体の計算書類では配当可能利益が存在するが、連結計算書類では配当原資となる余剰金が存在しないというケースが考えられる⁽³⁹⁾。例えば、持株会社の傘下にある特定の子会社の財務状況が悪化している場合、当該子会社は利益配当はできない。他方、持株会社は様々な子会社からの配当金を原資として、持株会社単体の計算書類に基づき、株主に対する配当を実施することは可能であるかもしれない。

しかし、連結計算書類によれば、企業グループとしては財政状況が極めて悪化して、連結余剰金が乏しいかまたは皆無である場合、経営者としては連結ベースにおいて著しく不当な配当とならないように、配当政策を立てる必要がある。

- (28) 旧商法規定においては、企業グループ全体の経営実態に関する資料として、営業報告書に「重要な子会社の状況その他の重要な企業統治の状況」を記載することを規定していた。
- (29) 証券取引法の連結財務諸表制度は、昭和50年6月に企業会計審議会が公表した「連結財務諸表の制度化に関する意見書」に基づき、昭和52年4月以降開始する事業年度から導入された。
- (30) 近藤光男＝志谷国史『改正株式会社法』(弘文堂、2002年) 349頁。
- (31) 連結計算書類の作成義務が商法特例法上の大会社に課された場合、有価証券報告書の提出会社よりも大幅に増加し、連結財務諸表を作成したことのない会社が連結計算書類を作成することは負担増となる。そこで、経過措置として、有価証券報告書を提出する義務のでない商法特例法上の大会社に対しては、連結計算書類の作成義務を適用しないこととした(附則9条2項)。
- (32) 支配力基準とは、対象会社を実質的に支配している関係があれば、議決権の過半数を有していなくとも、連結子会社として連結の範囲とするも

のである。

- (33) 西山芳喜「商法会計の新展開」ジュリスト1229号46頁。
- (34) 近藤光男＝志谷国史・前傾注(30)351頁。
- (35) 西山芳喜・前傾注(33)47頁。
- (36) あさひ法律事務所編『連結計算書類の導入』（中央経済社，2002年）117頁。
- (37) 近藤光男＝志谷国史・前傾注(30)352頁。
- (38) 会社運営の合理化および株主管理コストの低減などを目的として，計算書類および附属明細書ならびに監査報告書については，法務省令が定める方法により，書面に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成をもって代替が可能である。それ故，連結計算書類もまた電磁的記録による作成が可能である。電磁的記録とは，例えば，コンピューターのハードディスク，CD-ROM，フロッピーディスクなどに電磁的に保存することである。電磁的記録に記録された情報の閲覧または謄写については，必ずしもプリントアウトをして行う必要はない。パソコンの画面で閲覧させたり，フロッピーディスクに情報をコピーする方法で足りる。個々の株主の承諾を得たうえで，電磁的記録により作成された計算書類，附属明細書および監査報告書とともに，株主総会の招集を，法務省令が定める方法により，電磁的方法の通知を発信することができる。電磁的方法の通知とは，電子メールおよびウェブサイトの閲覧といったインターネットに接続した自動公衆送信装置による通知である（商法施行規則10条）。例えば，①株主総会の招集通知の電子メールに電磁的記録により作成した情報を載せたり，ファイルを添付する，②電子メールにこれらの情報を見ることができるアドレスを記載することにより，株主に対する情報の直接開示を行うことである。株主から請求がある場合，会社は電磁的記録に記録した情報の内容を記載した書面を，当該株主に交付する必要がある（商283条3項）。官報または日刊新聞紙に貸借対照表または要旨の公告をする場合，高コストおよび煩雑な作業を要する。そのため，公告を実施している株式会社数は全体の1%未満である。また，公告をしても紙面の都合上，貸借対照表の要旨の公告が大半であるため情報量が少なく，過去の貸借対照表を検索するのが面倒である。そこで，従来の公告方法だけでなく，低コストかつ簡易に貸借対照表の開示ができ，過去のデータを容易に検索できるように，取締役会の決議をもって，法務省令で定める電磁的方法による開示が認められた（商283条）。貸借対照表の開示を電磁的方法により行う場合，官報または日刊新聞紙における公告と異なり，貸借対照表の要旨だけを掲載することはできない。商法特例法上の大会社は，貸借対照表および損益計算書またはその要旨を開示しなければならない。商法特例法上の大会社が貸借対照

企業情報開示と外部監査制度の強化

表および損益計算書を開示する場合、取締役会の決議により電磁的方法を採用することも可能である（商特法16条3項）。電磁的方法による開示を採用するのであれば、貸借対照表および損益計算書の要旨ではなく、その全文を掲載する必要がある。

(39) あさひ法律事務所編・前傾注(36)121頁。

IV 監査人の公正性の確保

1 米国企業改革法の影響

(1) 企業改革法とわが国への影響

平成8年11月に、バブル経済崩壊後の構造改革の一環として、「会計ビッグバン」と呼ばれる監査および会計の制度改革がなされた。具体的には、①退職給付会計、税効果会計、金融商品会計、固定資産の減損会計等に関する会計基準の設定、②連結財務諸表原則、外貨建取引等会計処理基準の整備、③監査基準、中間監査基準の改訂などの整備である。これら整備された基準とともに、公認会計士および監査法人による監査の充実・強化の必要性が強く認識されるようになった。

その後、政府の中央省庁再編に伴い、公認会計士監査制度に関する調査・審議については、公認会計士審査会から金融審議会公認会計士制度部会に移管された。そして、平成14年12月に、同部会は「公認会計士監査制度の充実・強化」と題する報告を取りまとめ、公表している⁽⁴⁰⁾。

当該時期に、欧米諸国においても監査に対する信頼の維持および向上のために、監査人の独立性を一層厳格化する方向での改革が進められた。とりわけ、米国では、エンロン社事件およびワールドコム社事件などの不正会計事件を契機として、平成14年7月30日に企業改革法（Sarbanes-Oxley Act of 2002）が成立した。同法に基づき、監査人の独立性の強化、会計事務所に対する監視体制の強化、会社経営者の責任の厳格化などが規定された。

米国企業改革法は、主要各国の監査をめぐる制度改革に大きな影響を

与え、わが国の公認会計士法の抜本的な改正へと結びついた。そこで、以下において米国企業改革法を概観する。

(2) 米国不正会計事件の示唆

米国では、エンロン社事件⁽⁴¹⁾およびワールドコム社事件⁽⁴²⁾などの不正会計事件を契機として、2002年7月30日に企業改革法（Sarbanes-Oxley Act of 2002）が成立した。これら不正会計事件が提起した問題として、つぎのことが指摘できる。⁽⁴³⁾

第1に、投資家の会計情報に対する信頼が著しく揺らいだことである。SECは信頼回復のため、年間売上高12億ドル以上の企業942社に対して2002年8月14日までに決算情報の正確性に関して、CEOおよびCFOから宣誓書の提出を要求した。その後、SECは1934年法証券取引所法規則13 a-14条および15 d-14条を採択し、総資産が1,000万ドル以上、株主数が500人以上、四半期報告書を義務づけられている14,000社に宣誓書の提出を義務づけている。

第2に、企業ガバナンス・システムの再構築である。エンロン社の破綻時の取締役会は社内取締役2名、社外取締役15名から構成されており、その下に監査委員会、執行委員会、財務委員会、指名委員会、報酬委員会が設けられていた。しかし、取締役会はチェック機能を果たすことができず、正確かつ十分な情報開示を行っていなかった。NASD、NYSEは上場企業のガバナンス基準を強化する規則を採択した。

第3に、フィナンシャル・ゲートキーパーが期待された役割を果たすことができず、広範囲にわたる利益相反がなされたことである。フィナンシャル・ゲートキーパー（以下、ゲートキーパー）とは、証券の発行会社と投資家との情報格差を埋め、チェック機能を果たす、監査人、引受証券会社、弁護士、格付け会社、証券アナリストを総称したものである。

例えば、監査法人が同じ顧客に対して監査証明業務とコンサルティング

企業情報開示と外部監査制度の強化

グ業務を同時に行えば、監査の公正性が維持されない可能性が高くなる。ゲートキーパーは業務の多様化により、広範囲な利益相反問題に直面した。そのため、資本市場の規制体系が予定していたチェック機能を果たすことができず、結果的に、資本市場に対する投資家の不信感を増幅することになった。

エンロン社事件およびワールドコム社事件などの不正会計事件の発生を受けて、米国連邦議会は企業統治、監査、情報開示などに関わる改革法案が多数提出された。そして、上下両院協議会で法案の一本化作業が進められ、2002年7月30日に企業改革法（Sarbanes-Oxley Act of 2002）が成立した。

（3）企業改革法の内容

企業改革法は、つぎの章からなる。第1章が公開会社会計監査委員会、第2章が監査人（監査法人）の独立性、第3章が会社の責任、第4章が財務開示の拡充、第5章がアナリストの利益相反、第6章がSECの財源と権限、第7章が調査および報告、第8章が会社および刑事詐欺責任、第9章がホワイトカラーの刑罰強化、第10章が会社の所得申告、第11章が会社の詐欺責任、である。

企業の会計情報に対する投資家の不信感の増幅、不正会計を防止および不正会計をチェッチできなかったゲートキーパー制度、ゲートキーパーが直面する利益相反状況の問題に対処する必要があった。企業改革法は監査人を監督する独立監督機関として公開会社会計監査委員会の設置、および監査人の独立性を高めるための規定などを設けている。本稿はこれら2つについて述べる。

第1に、公開会社会計監査委員会（Public Company Accounting Oversee Board: PCAOB）は、公開会社の会計監査を監督する機関であり、SECの監督下にある非営利法人である⁽⁴⁴⁾。公開会社会計監査委員会は、会計監査を監督するとともに、監査法人が法令に違反した場合、制

裁を課す権限を付与されている。財政的な独立性を維持するために、公認会計士から登録料を徴収し、監査対象となる企業から監査維持手数料を徴収する仕組みとなっている。⁽⁴⁵⁾また、公開会社会計監査委員会は、登録公認会計士事務所の検査を行い、その頻度は100社以上の監査報告書を作成する登録公認会計士事務所に対しては毎年、それ以外の登録公認会計士事務所に対しては3年に1回の割合でなされる。

第2に、監査人（監査法人）の独立性確保に関し、企業改革法は監査人（監査法人）による非監査証明業務（コンサルティング・サービス）の制限、監査パートナーの定期的交替（ローテーション）、監査委員会への報告事項、利益相反の禁止を規定する。

監査証明業務と非監査証明業務を同じ顧客に同時に行うことは、監査人と被監査会社との不適切な関係を作り出す要因ともなる。例えば、大手監査法人アンダーセンはエンロン社に対する不適切な会計処理も含めたコンサルティング業務により、2000年だけで2,700億ドルの報酬を同社から受領していた。それは、同社からの監査報酬2,500億ドルを上回っていた。この結果、アンダーセンは信用を失墜させ、倒産した。

そこで、企業改革法に基づくSEC規則では、監査人が同じ顧客に対して、つぎの非監査証明業務と監査証明業務を同時に提供することが原則禁止された。すなわち、会計財務情報の記録サービス、財務情報システムの設計と実施、鑑定評価業務・公正意見の作成、保険数理サービス、内部監査外部委託サービス、経営機能・人材業務、証券取引・投資顧問・投資銀行業務、法律業務・監査に関連のない専門的サービス、公開会社会計監査委員会が不適切と判断したサービスである。

これらに含まれない税務関係の非監査証明業務を行う場合、被監査会社との監査委員会による事前承認が必要とされる。監査委員会が非監査証明業務を承認した場合、被監査会社はSECに対する定期報告書で開示する必要がある。⁽⁴⁶⁾

また、監査人（監査法人）の独立性を高めるうえで、監査パートナー

企業情報開示と外部監査制度の強化

の定期的交替（ローテーション）制度が導入された。監査責任者および監督者を5年で交替（ローテーション）させなければならない。監査法人の定期的交替ではなく、監査責任者および監督者を定期的に交替させるのである。

監査委員会への報告事項としては、重要な会計方針、監査人と経営者の間で検討された他の会計方針・重要な通信文書の内容がある。そして、監査人と非監査会社との人的な癒着を防止し、利益相反を禁止するため、「非監査会社のCEO、経理部長、CFOに該当する者が、監査業務を提供する登録公認会計士事務所に雇用され、監査開始1年前に監査部門に参与していることは違法である」として、同社の監査を担当することは禁止された。

2 公認会計士法の改正

米国企業改革法は、わが国の監査制度改革に大きな影響を与え、公認会計士法の抜本的な改正へと結びついた。公認会計士法の改正は、平成15年5月30日の国会で成立し、平成16年4月1日から施行された。

改正の目的は、「証券市場の公正性および透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査の充実および強化を図るため、監査証明業務と非監査証明業務の同時提供および公認会計士の継続的監査の制限など、公認会計士および監査法人の独立性の強化、公認会計士および監査法人に対する調査権の拡充ならびに公認会計士審査会による監視制度の導入等、監視監督機能の充実および強化、試験体系の簡素化、試験の一部免除の拡充等、公認会計士試験制度の見直し等の一定の措置を講ずる」ためである。

改正公認会計士法1条は、「公認会計士は監査および会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者および債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使

命とする」として、公認会計士の使命を規定している。⁽⁴⁷⁾

規定の趣旨は、わが国の資本市場の公正性および透明性の確保、投資家および債権者の信頼性の向上のため、公認会計士制度の充実・強化が不可欠であることから、公認会計士の使命として、監査を通じて、財務諸表など財務に関する情報の信頼性を確保することが位置づけられている。そして、監査に加えて、広く会計に関する専門的な知識および技能⁽⁴⁸⁾をもって、経済社会の需要に対応していく職能が位置づけられている。

改正公認会計士法は公認会計士の使命と職責を明文化したうえで、つぎの内容が規定された。第1に、公認会計士等の独立性の充実・強化のために、一定の非監査証明業務と監査証明業務の同時提供の禁止、継続的監査の制限、共同監査の義務づけ、第2に、監査法人等に対する監視・監督の機能と体制の充実・強化、第3に、監査法人の社員の責任の一部限定、監査法人の設立手続等の認可制から届出制への変更、第4に、公認会計士試験制度の見直しである。これらについて、以下において述べる。

3 公認会計士制度の改正

(1) 特定の利害関係と業務の禁止

従前から、公認会計士法は監査人としての公認会計士または監査法人に非監査会社と特定の利害関係があると認められる場合、監査証明業務を行うことを禁止している。改正法は旧規定のうち、つぎの場合には、「特定の利害関係」に該当するとして、監査証明業務を禁止している(公認会計士法24条および法施行令7条)。すなわち、

- ①公認会計士または監査法人が被監査会社の株主または出資者の場合、⁽⁴⁹⁾
- ②公認会計士または監査法人と被監査会社の間で、債権・債務の額が⁽⁵⁰⁾100万円以上の場合、
- ③公認会計士・その配偶者が法人と被監査会社等の関係会社等の役員、親会社等・子会社等の使用人である場合、⁽⁵¹⁾である。

特定の利害関係に基づく監査証明業務を禁止しているのは、監査人の

独立性を維持し、公正な第三者の立場からの監査証明業務を行うためである。⁽⁵²⁾

(2) 監査証明業務と非監査証明業務の制限

改正法は、被監査会社の経営判断に関わることを防止し、監査人自らが行った業務を監査する自己監査を防止するなどの観点から、非監査証明業務（コンサルティング等）のうち内閣府令で定める一定のものを行っている場合、監査証明業務を同時に行ってはならないと規定する（公認会計士法24条の2）。

内閣府令で定める非監査証明業務とは、会計財務情報の記帳の代行等に関する業務、財務または会計に係る情報システムの整備・管理に関する業務、現物出資等に係る財産の証明または鑑定評価に関する業務、保険数理に関する業務、内部監査の外部委託に関する業務、有価証券に係る投資顧問業、被監査会社の経営判断に関与すると認められる業務、である。

当該規定の対象となる被監査会社は、商法特例法上の大会社、みなし大会社、証券取引法の適用会社、銀行、長期信用銀行、保険会社等であり、公認会計士法はこれらを「大会社等」と総称している。

(3) 継続的監査の制限

継続的監査の制限とは、監査法人において監査証明業務を行う公認会計士による継続的監査を制限し、審査担当社員も含めて、一定期間ごとの交替を義務づけることである（公認会計士法24条の3）。ローテーションシステムまたはインターバルシステムともいわれる。⁽⁵³⁾

すなわち、大会社等の7会計期間（一般に7年間）の範囲で政令で定める連続する会計期間において監査関連業務を行った場合、それ以後の一定の期間は、同じ大会社等の監査関連業務を行うことができない。⁽⁵⁴⁾

当該規定が設けられたのは、同一の公認会計士が長期間にわたり、同

一の被監査会社を監査することにより癒着の関係が生じるため、これを規制しようとするものである。一定期間で監査を制限し、交替を義務づけ、ほかの公認会計士が監査に従事することにより、不適切な関係をチェックすることが期待される。⁽⁵⁵⁾

ただし、これは公認会計士のローテーションシステムであり、監査法人自体を交替させることではない。それ故、同じ監査法人が7年ごとに、担当公認会計士を交替させれば 継続して何年でも監査業務ができる。

(4) 共同監査の義務化

共同監査の義務化とは、公認会計士の独立性強化の一環として、大会社等における財務書類の監査証明は、共同監査または他の公認会計士を補助者としなければならないことである（公認会計士法24条の4）。

「大会社等」においては、事業活動が多様化、複雑化、国際化し、その規模も大きいため、公正性および信頼性を確保できる監査水準を維持することは、現実的には困難である。⁽⁵⁶⁾

そこで、大会社等の監査では、原則として公認会計士の単独監査を認めず、個人の公認会計士が監査を行う場合には、ほかの公認会計士との共同監査を、または他の公認会計士を補助者として使用することを義務づけた。⁽⁵⁷⁾

(5) 会社役員への就任制限

公認会計士は、被監査会社と監査契約期間の終了後、一定の期間（1年）、その会社の役員（取締役、監査役）になってはならない（公認会計士法28条の2、34条の11）。

公認会計士は、被監査会社の社外取締役または社外監査役に就任する機会が多い。そこで、公認会計士の独立性の確保のため、被監査会社への役員就任を制限したのである。⁽⁵⁸⁾

なお、当該規定は公認会計士が監査法人に社員として所属していたこ

企業情報開示と外部監査制度の強化

とから、その影響力の行使の可能性に鑑みて設けられた。そのため、監査を行った公認会計士と監査法人との関係が、補助者のように社員でない場合には、この制限は適用され⁽⁵⁹⁾ない。

4 監査法人制度の改正

(1) 認可制から届出制への変更

監査法人の設立、解散、合併、定款変更の手続は、認可制から届出制に変更された（公認会計士法34条の7、34条の10、34条の18、34条の19）。2002年から、弁護士法人および税理士法人が認められるようになり、これら法人においては、届出制である。そこで、監査法人の設立等に関して規制を緩和するために、認可制から届出制に変更とな⁽⁶⁰⁾った。

また、監査法人に対する監視・監督体制および機能の充実・強化を図るために、監査法人に対して、業務の遂行が有効かつ適切に行われるための組織規律による主体的な取組を求め、その不適正および不備について「事後監視」により罰則を課し、適正化を促⁽⁶¹⁾す。

そして、監査法人の設立について、社員になろうとする公認会計士が5人以上共同して定款を定め、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するとしている（公認会計士法34条の7、34条の9）。なお、監査法人の社員は公認会計士に限定される。

(2) 業務執行権限・法人代表権限

公認会計士法は、社員と第三者の関係、法人と第三者の関係等の監査法人の外部関係について、商法の合名会社の規定を大幅に準用している。従前、公認会計士法は、商法76条により、業務執行社員が会社を代表すると規定していた。

改正法は、すべての社員は業務を執行する権利を有し、義務を負うとともに、各自が監査法人を代表することができるとした（公認会計士法34条の10の2、34条の10の3）。これらの規定は、弁護士法人（弁護士

法30条の3), 税理士法人(税理士法48条の11)と同じである。⁽⁶²⁾

代表権を有する社員が代表社員としての業務を執行することで他人に損害を与えたときは、監査法人はその損害を賠償する責任を負う。なお、監査法人の財産をもって、その債務を弁済することができない場合、すべての社員は連帯して監査法人の債務を弁済する責任を負う(公認会計士法34条の10の5第1項・2項)。

(3) 指定社員制度の導入

監査法人は、特定の監査証明業務について、それを担当する1人または数人の社員を指定することができる(公認会計士法34条の10の4第1項)。これを指定社員制度という。

監査法人の合併などを経て、大規模な構成員を有する監査法人が出現している現状においては、監査法人に対して合名会社の制度をモデルとした相互間の監視と牽制の人的関係に組織規律を依存するには、限界があった。また、社員の業務執行と無限連帯責任の関係については、自ら関与しない業務に係る損害賠償責任を連帯するリスクによって、有能な人材が流出する懸念までが指摘されている。そこで、業務を執行した社員の責任の所在をより明確にするとともに、当該業務には関与しない社員の責任を限定することが適切との考えから、指定社員制度が導入され⁽⁶³⁾た。

指定された監査証明(指定証明)については、指定を受けた社員(指定社員)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う(同条2項)。指定証明に対し、指定社員のみが監査法人を代表する(同条3項)。

監査法人は、指定証明の特定したことを、証明を受けようとする者(被監査会社等)に対し、その旨を書面により通知しなければならない(同条4項)。被監査会社等は、その受けようとする証明について、監査法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に指定証明の特定をするか否かを求めることができる。

企業情報開示と外部監査制度の強化

この場合において、監査法人が、その期間内に、その通知をしないと
きは、監査法人はその後において、指定をすることができない。ただし、
被監査会社の同意を得て、指定をすることを妨げるものではない（同条
5項）。

指定証明について、当該証明に係る業務の終了前に、指定社員が欠け
たときは、監査法人は新たな指定をしなければならない。その指定がな
されなかったときは、全社員を指定したものとみなす（同条6項）。

指定社員制度は、責任限定のための制度であり、弁護士法に準ずるも
のである。⁽⁶⁴⁾すなわち、指定社員のみが原則として、無限責任を負い、指
定証明に係る業務執行を行わない社員については、指定証明についての
義務を負わず、被監査会社等に対する責任は、監査法人への出資金の範
囲に限定される。

なお、従来の「関与社員」と指定社員の相違に関しては、関与社員は
必ずしもその業務⁽⁶⁵⁾について全ての権限を有しない。他方、指定社員は全
ての権限を有する。

（４）関与社員の会社等の役員就任

監査証明業務に関与した公認会計士（関与社員）が、関与した会計期
間または翌会計期間に監査法人を退職し、その担当していた会社の幹部
に就任した場合、出身母体である監査法人は当該会社の監査証明業務を
行ってはならない（公認会計士法34条の11第3項）。監査証明業務の独
立性を確保するためである。

本規定に違反して就任した場合、当該監査は適法性を欠くこととなる
が、当該就任が無効とはならない。しかし、一定の懲戒処分を受ける
（公認会計士法31条、54条1号）。

（５）非監査証明業務による継続的報酬の収受

監査法人が、大会社等から非監査証明業務により継続的な報酬を受け

ている場合、当該大会社等の財務書類について、監査証明業務を行うことは禁止される（公認会計士法34条の11の2⁽⁶⁶⁾）。

これは、公認会計士自らが行った業務を監査する自己監査を防止するなどの観点から、非監査証明業務のうち内閣府令で定める一定のものを行っている場合、監査証明業務を同時に行ってはならないと規定する公認会計士法24条の2の規定を監査法人に準用するものである。

継続的な報酬とは、仮に報酬が一度限りであったが、スポットと呼ばれる場合であっても、その提供の効果が監査証明業務に実質的な影響を及ぼしうような継続性が認められるならば、継続的な報酬に該当する⁽⁶⁷⁾。

（6）7会計期間継続する監査関連業務

監査法人は、大会社の財務書類について監査関連業務を行う場合において、当該監査法人の社員が当該大会社等の7会計期間（7年間）にわたり継続して監査関連業務を行っているのであれば、当該社員に当該大会社等に対する監査関連業務を行わせてはならない（公認会計士法34条の11の3）。監査の独立性の維持のためである。

（7）監査法人の関与社員の就職制限

監査法人の監査証明業務を執行した社員は、被監査会社に対して監査証明業務を行った会計期間または翌会計期間終了までの間は、当該会社等の取締役、監査役等の幹部に就任することは制限される（公認会計士法34条の14の2）。

ただし、やむを得ない事情があると認められる場合、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りではない⁽⁶⁸⁾。

(40) 羽藤秀雄『改正公認会計士法』（同文館出版、2004年）14-15頁。

(41) 米国のエンロン社は2000年には売上高が1,000億ドルを突破し、全米

企業情報開示と外部監査制度の強化

7位の巨大企業であった。しかし、デリバティブ取引の失敗、不透明な会計処理、経営陣による利益相反行為により、2001年に破綻した。外部監査人である大手監査法人アンダーセンは不適切な会計処理も含めたコンサルティングにより、2000年だけで2,700億ドルの報酬を受領していた。それは、エンロン社からの監査報酬2,500億ドルを上回っていた。この結果、アンダーセンは信用を失墜させ、倒産した。

- (42) 2002年に、ワールドコム社から創業者エバース氏に対する約4億ドルの不透明な融資が発覚し、SECが調査を開始するとともに、同社株価は急落した。ワールドコム社の調査において、2001年から2002年第1四半期に、ラインコストとして情報開示している他の通信会社への回線使用料支払額の一部である約38億円が、経費勘定から資本勘定に振り替えられていた。当該不正経理に対して、最高財務責任者は解雇され、17,000人の人員削減、設備投資削減、海外資産売却などのリストラ策がなされた。しかし、粉飾決算の発覚により、マーケットの信頼を失ったワールドコム社は、資金繰りに行き詰まり、2002年7月21日に、ニューヨーク連邦破産裁判所に連邦破産法11条の適用を申請した。同社の負債総額は410億ドル、総資産1,070億ドルであり、米国史上最大規模の企業倒産であった（みずほ総合研究所『エンロン・ワールドコムショック』（東洋経済新報社、2002年）12-34頁）。
- (43) 佐賀卓雄「エンロン破綻とフィナンシャル・ゲートキーパーの役割」証券経済研究44号7-8頁。
- (44) みずほ総合研究所・前傾注(42)100頁。
- (45) 従来、会計基準の制定、監査の質のチェックは、公認会計士協会（AICPA）の自主規制に任されてきた。自主規制のなかでも、重要な機能を有するのが、監査法人どうしの監査の質をチェックするピア・レビュー、および当該チェック自体を調査するクオリティー・コントロール委員会である。その上にパブリック・オーバーサイト・ボードがあり、ピア・レビューおよびクオリティー・コントロール委員会の調査を監視する。しかし、パブリック・オーバーサイト・ボードは財政的に公認会計士協会に依存しているため、独自の判断で行動することは困難であった。また、エンロン社破綻後の監査法人アンダーセンに対するピア・レビューは、監査に問題はなかったという結論を下し、自主規制の限界が露呈した（佐賀卓雄・前傾注(43)9頁）。
- (46) みずほ総合研究所・前傾注(42)104頁。
- (47) 原案は、「投資者および債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」であったが、自民党の修正案により、「会社等の公正な事業活動」という表現が加えられた。その理由は、「公認会計士

は被監査企業から報酬をもらっているのであり、企業のために働くのは当然の使命である」からとする（岸田雅雄「公認会計士法の改正」証券取引法研究会編『平成15年の証券取引法等の改正』（別冊商事法務275号，2004年）112頁）。

- (48) 羽藤秀雄・前掲注(40)26頁。
- (49) 相続または遺贈による被監査会社の株式または出資の取得の場合，取得後1年間は適用除外である。
- (50) 自己または自己の事務所に係る建築・購入費の借入，自家用車の購入費の借入，公共料金等の債務は除外である。
- (51) 被監査会社等の関係会社等とは，監査の対象が会社以外の者である場合も含まれる。また，親会社等・子会社等とは，親子会社が実質の基準により判定される。
- (52) 羽藤秀雄・前掲注(40)101頁。
- (53) 岸田雅雄・前掲注(47)124頁。
- (54) 諸外国のローテーションシステムでは，米国およびカナダは5年，EUは7年である。
- (55) 羽藤秀雄・前掲注(40)119頁。
- (56) 例えば，三田工業事件で，同一の公認会計士が長期継続して監査業務を行い，同社社長からの依頼により，虚偽の財務書類であることを知りながら，虚偽の監査証明を行った。1999年6月に，当該公認会計士は登録抹消の処分を受けている。
- (57) 羽藤秀雄・前掲注(40)122頁。
- (58) 岸田雅雄・前掲注(47)117頁。
- (59) 羽藤秀雄・前掲注(40)125頁。
- (60) 従前の監査法人制度は，1966年に設けられたが，当時は社員数が10名から20名程度であったが，近年では数百人規模の公認会計士を擁する監査法人が増加し，なかには2000名近い監査法人もあるため，実情に合わなくなった（岸田雅雄・前掲注(47)115頁）。
- (61) 羽藤秀雄・前掲注(40)271頁。
- (62) 岸田雅雄・前掲注(47)115頁。
- (63) 羽藤秀雄・前掲注(40)255頁。
- (64) 弁護士法30条の14は，「弁護士法人は，特定の事件について，業務を担当する社員を指定することができ，その指定社員のみがその業務について権利を有し，義務を負う」と規定。
- (65) 岸田雅雄・前掲注(47)115頁。
- (66) 岸田雅雄・前掲注(47)117頁。
- (67) 羽藤秀雄・前掲注(40)129頁。

(68) 岸田雅雄・前掲注(47)117頁。

お わ り に

米国のエンロン社事件およびワールドコム社事件は、コーポレートガバナンスのあり方に多大の影響を及ぼした。従来の法規制ガバナンスよりも各企業の判断を重視する姿勢から、企業改革法（Sarbanes-Oxley Act of 2002）を早急に成立させ、それを受けた SEC 規則の改正、1934年証券取引所法の追加修正がなされ、各企業の裁量を制限する方向に転換がなされた。

そのため、外部監査人の公正性をいかに確保するかが問題となる。米国型株式会社では、取締役会、役員（Officer）、外部監査人という三者の独立性を維持したうえで、それぞれが適切に機能を果たしているかの監視が必要となる。監視機能は上位機関が行うのではなく、三者が相互に行っているかが肝要である。これは、わが国の委員会等設置会社のガバナンスについても妥当する。とりわけ、代表執行役と取締役会議長の兼務は、権限の過度な集中を排除する観点からも避けることが望ましいといえる。

また、監査役設置会社においては、取締役および取締役会を経営執行機能と経営監督機能に分離して、再組織化することは困難である。そこで、監査役または監査役会により実質的な経営監督機能を付与し、経営上の目標の達成度合いの観点から、経営妥当性の評価をなし、ガバナンスを行うべきであろう。